

契 約 書 (案)

件 名 「眠り展：アートと生きること ゴヤ、ルーベンスから塩田千春まで」会場設営業務 一式

契約金額 金 円也(内消費税額及び地方消費税額 円)

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記の業務（以下「業務」という。）について上記の契約金額で、次の条項により契約を締結するものとする。

（目的）

第1条 乙は、別添仕様書及び図面に基ついて業務を行うものとする。

（作業期間及び作業時間）

第2条 作業期間は、令和2年10月26日（月）から令和3年3月5日（金）まで（別添仕様書の作業期間に基づく）とし、作業時間は各日午前9時30分から午後6時までとする。

（請負代金の支払い）

第3条 乙は、仕様書に定める業務の完了後、速やかに甲へ書面で報告するとともに、請負代金の請求書を独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館運営管理部会計担当係に送付するものとする。

2 甲は、乙からの報告に基づき、当該業務が完了したことを確認した上、代金を原則として請求書を受理した当該日の翌月末日までに支払うものとする。

3 前項の請負代金に含まれる消費税額及び地方消費税額は、消費税法及び地方税法の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

（危険負担）

第4条 本件業務による製造物が、引渡し前に滅失毀損したときその他引渡しまでの一切の危険は、甲の責任による場合を除くほか、全て乙の負担とする。

（損害賠償）

第5条 乙は業務の実施に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲に与えた損害については、乙の責任によりその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められるときは、この限りではない。

（一般的損害）

第6条 乙の業務履行に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第7条 本件業務の履行に当たり、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（使用者責任）

第8条 乙は、乙の技術員等が業務上受けた災害につきすべての責任を負うものとする。

2 乙は、業務の履行に当たり、作業従事者の教育、訓練及び指導を十分行うとともに、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他関係法令を順守し管理するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、免除する。

(契約の不履行)

第11条 甲は、契約の不履行が発生し書面による改善要求をした場合は当該不履行分の支払を行わないものとする。

(秘密等の保持)

第12条 乙は、業務の遂行により知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。

2 乙は、業務によって得た個人情報を第三者に提供、漏えいし、又は業務の範囲を超えて使用し、複製し、若しくは改変してはならない。

(暴力団排除に関する事項)

第13条 乙は、甲に対し、乙(乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が、現在及び将来において、次の各号に掲げる事項について表明し、該当しないことを確約するものとする。

一 自社、自社の親会社、子会社、関連会社並びにその役員又は従業員が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、又はこれらに準じる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)であること。

イ 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、又は経営に実質的に関与されること。

ウ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与すること。

エ 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

オ 上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

二 自社の取引先又はその役員若しくは従業員が、前号に掲げるいずれにも該当しないこと。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、次に掲げる各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

一 乙が前条による暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合。

二 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに製造物を納入しなかった場合。

三 乙の責めに帰すべき理由により乙が製造物を納入することができなくなった場合。

四 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合。

2 甲が、前項各号により、本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を支払うものとする。

第15条 甲は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは本契約を解除することができるものとする。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金等)

第16条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 乙の役員又は使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 四 第7条第1項の規定より、この契約の全部又は一部を解除することが確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第17条 乙は、本契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、貸与品が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この解除が第14条の規定によるときは甲が定め、第15条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第18条 乙がこの契約に基づく賠償金、違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争処理)

第19条 この契約について甲乙間に紛争を生じた場合は、双方協議の上、これを解決するものとする。

(一般契約事項)

第20条 この契約に定めるほか、一般契約事項については、独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を準用する。

(その他)

第21条 この契約に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙は記名押印の上、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

甲 東京都千代田区北の丸公園3-1
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 加藤 敬

乙